

■ 土壌汚染調査の現状と展望

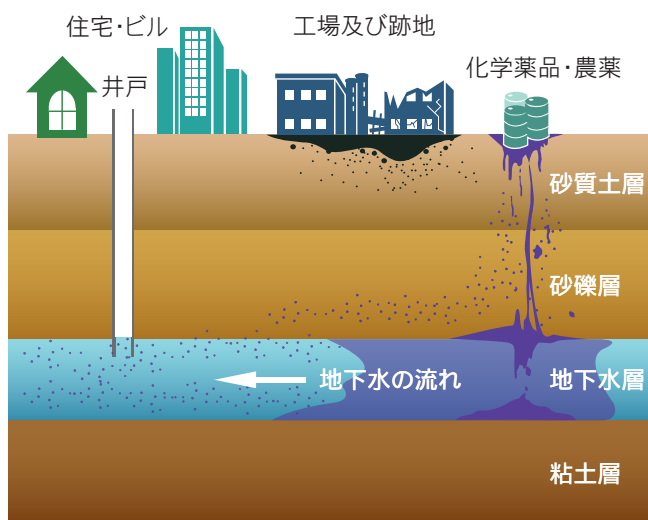
土壌汚染対策法が2003年2月に施行されて3年近くなります。土壌汚染調査の現状とその展望について報告します。

はじめに

わが国における公害、いわゆる典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)のなかで、土壌汚染については法整備が遅れていましたが、土壌汚染対策法が施行されたことにより、環境基本法による典型7公害に対する規制が一段と拡充されました。

当社では、従来から土壌汚染を重大な社会問題ととらえ、土壌環境調査に取り組んできました。この問題に、より積極的に対応するため、2002年には土壌汚染対策室を発足させ、これまでに多くの調査を実施してきました。

土壌汚染調査には、①土壌汚染対策法や自治体の条例に基づいて実施するものと、②土地取引や企業のリスク管理等に伴い自主的に実施するものがあります。



土壌汚染の模式図

土壌汚染対策法及び条例に基づく調査

土壌汚染対策法の施行後の、土壌汚染状況についての法の施行状況(全国)は図1のとおりです。対象となった施設(使用が廃止された有害物質使用特定施設の敷地であ

った土地)のうち、その土壌調査が実施されたのは約1/5の254件で、基準に適合しない汚染状況が確認されて指定された区域はさらにその約1/5の56件でした。

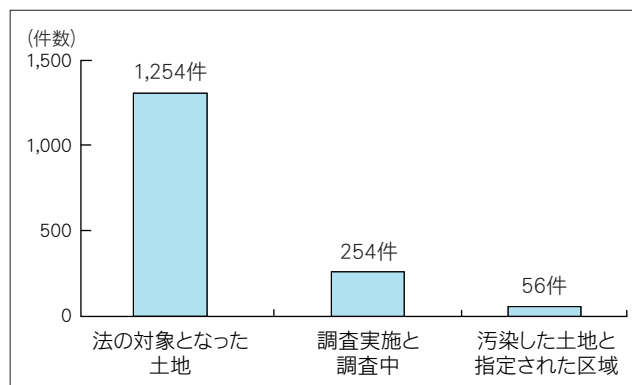


図1 土壌汚染対策法による調査等
(2003年2月15日～2005年2月15日 環境省資料より作成)

また、土壌汚染対策法とは別に、条例に基づく土壌汚染調査を実施している自治体もあります。東京都におけるその状況は図2のとおりです。対象施設のうち、土壌調査が実施されたのは1/2の年間約400件、基準以上の汚染が確認されたのはさらにその1/2の年間約200件でした。

対象施設の数、汚染が確認された数は2002年度からほぼ横ばいで、変化はみられません。

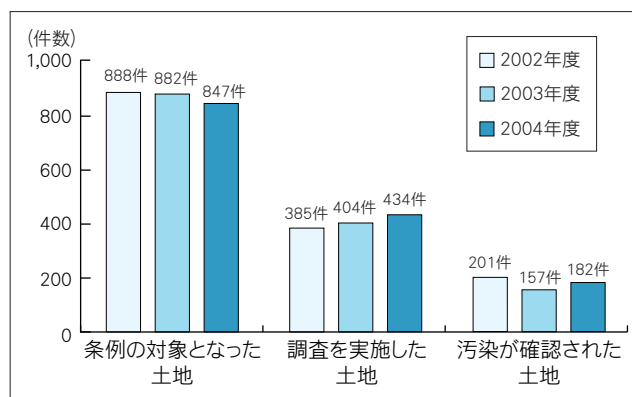


図2 条例による調査(東京都資料)

当社における土壌汚染調査の現状

当社が実施した土壌汚染調査の状況を図3に示します。土壌汚染対策法及び条例に基づく調査は、全体の10%以下であり、90%以上が自主的調査によるものです。

自主的調査のうち、約2/3が土地取引に関連するもので、残りは企業の資産評価、リスク管理等に関連する調査でした。さらに詳細にみると、自主調査のうちの資産評価とリスク管理等に関連する調査の割合が少しずつ多くなっています。

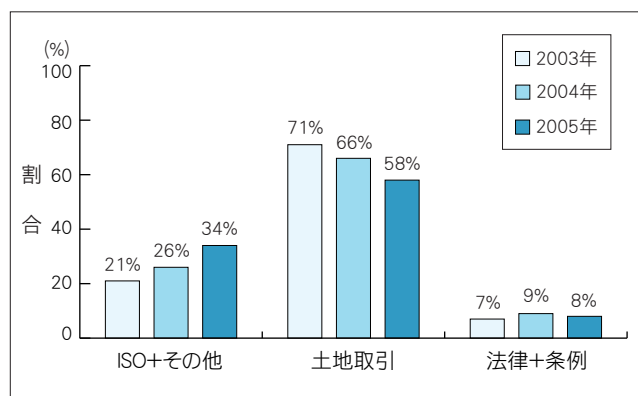


図3 調査実施の契機(当社の調査実績より)

土壌汚染調査の実態

以上のように、土壌汚染調査は、そのほとんどが自主的な調査です。

土地取引に関連する調査が多い背景には、宅地建物取引業法の改正や不動産鑑定評価基準の改正により、土壌汚染の有無が土地の評価に大きく影響するようになったことがあります。

こうした土壌汚染は、これまでは明らかになることが少なかったものですが、近年は、工場跡地の再開発等に伴い、重金属や揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化する事例が増えています。これに適切な対応をせず事業を進めたことによって、企業の社会的責任が強く問われたり、法的処分を受けた事件なども起こっています。

土地取引においては、土壌汚染の問題は避けて通れない時代となってきました。土壌汚染は「あるはずがない」から「どこにでもある」と考える必要があります。

また、自主的調査が行われる契機として、リスク管理があります。土壌汚染を大きな企業リスクとしてとらえ、環境管理活動(ISO14001)の一環として土壌調査を行う企業も増えています。自社の土地が汚染されていないか、周辺環境へ影響を与えていないかを積極的に調査し、情報公開や対策を実施することが、企業責任として求められてきています。



ボーリング調査



表層土壌サンプリング

土壌汚染対策の展望

図4は、(社)土壌環境センターがまとめた、会員会社の土壌汚染調査の受注状況です。土壌汚染対策法や条例に基づく調査の件数には大きな変化がないのに対して、全体の調査件数、受注高は前年比約50%増となっています。これは、土地取引やリスク管理による自主的調査が急増していることを示しています。

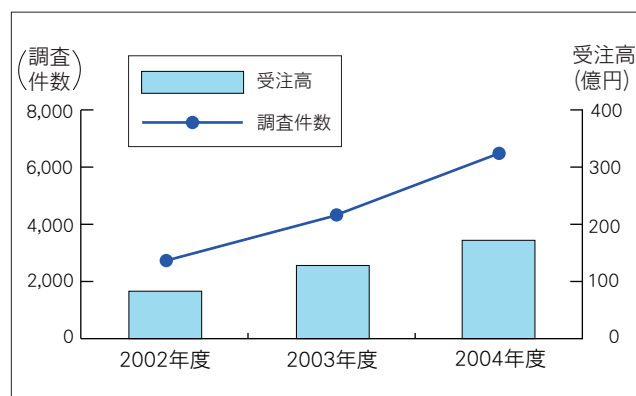


図4 土壌汚染調査の推移((社)土壌環境センター調べ)

土地取引や企業のリスク管理に土壌汚染調査が欠かせないものとなったいま、土壌汚染調査のニーズはますます増えるものと考えられます。

当社は、土壌汚染問題に関して、精度の高い調査、正確な分析、適切なコンサルティングを提供しています。